

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：山辺町

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(山辺町)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(山辺町、事業者)
 - ・GTFS-JPの作成・提供(山辺町)
 - ・本町作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの町ホームページ等での紹介(山辺町)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(山辺町)
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、山辺町)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(山辺町、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布(山辺町)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の山辺町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
RE S A Sの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・山辺町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 300 人、県内 2,800 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の山辺町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・山辺町の目標値（目標年度 R6 年度末）
1 回／人（直近年度の実績 9,693 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の山辺町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
 - 路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
 - コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
 - デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
 - タクシー : 1 億円（直近年度の実績 0 円）
 - ・山辺町目標値（目標年度 R6 年度末）
路線バス : 600 万円（直近年度の実績 623 万 7 千円）
デマンド交通 : 300 万円（直近年度の実績 328 万 6 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - ・東西線（時計回り）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,321 人）
東西線（時計回り）の収支率：16%以上（直近年度の実績 14.6%）
東西線（時計回り）への山辺町負担額 80 万円（直近年度の実績 81 万 5 千円）
 - ・東西線（反時計回り）の年間利用者数：2,200 人以上（直近年度の実績 2,070 人）
東西線（反時計回り）の収支率：15%以上（直近年度の実績 13.2%）
東西線（反時計回り）への山辺町負担額 81 万円（直近年度の実績 83 万 8 千円）
 - ・南北線（時計回り）の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,651 人）
南北線（時計回り）の収支率：11%以上（直近年度の実績 9.6%）
南北線（時計回り）への山辺町負担額 100 万円（直近年度の実績 103 万 2 千円）
 - ・南北線（反時計回り）の年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,451 人）
南北線（反時計回り）の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.5%）
南北線（反時計回り）への山辺町負担額 102 万円（直近年度の実績 105 万 6 千円）
 - ・中作線の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,643 人）
中作線の収支率：8%以上（直近年度の実績 6.2%）
中作線への山辺町負担額 246 万円（直近年度の実績 249 万 6 千円）
 - ・デマンドバスの年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,483 人）
デマンドバスの収支率：15%以上（直近年度の実績 14.1%）
デマンドバスへの山辺町負担額 325 万円（直近年度の実績 328 万 6 千円）
- 事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、中・作谷沢・大寺・根際地区の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山辺町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスについて、その運行に係る費用総額1,465万6千円のうち、山辺町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスへの上記山辺町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山辺町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和2年度>

- ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論

<令和3年度>

- ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和2年度>

山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会

- ・令和2年10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
- ・令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理

○ 山辺町地域公共交通会議

<令和2年度>

- ・令和2年7月 山辺町生活交通確保維持改善計画について（書面決議）
- ・令和3年1月 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（書面決議）

<令和3年度>

- ・令和3年5月 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細について（書面決議）

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山辺町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、コミュニティバス利用者へのアンケートや懇話会を随時実施している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

（所 属）山辺町 町民生活課

（氏 名）鈴木 友介

（電 話）023-667-1109

（e-mail）jyumin@town.yamanobe.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山辺町	山辺町	(1) 東西線 (時計回り)	山辺 温泉	大塚、要害、 根際	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	291日	582回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(2) 東西線 (反時計回り)	山辺 温泉	根際、要害、 大塚	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	291日	582回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(3) 南北線 (時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	291日	582回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(4) 南北線 (反時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	291日	582回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(5) 中作線 (山辺温泉行)	畑谷	作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、山辺	山辺 温泉	18.5 km	291日	145.5回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	②
	山辺町	(6) 中作線 (畑谷行)	山辺 温泉	山辺、大寺地 区、中地区、 作谷沢地区	畑谷	22.2 km	291日	145.5回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	②
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、(杉下 鬼ノ目)、相 模地区(サイ		往 ー km 復 ー km	291日	1746回		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山辺町	山辺町	(1) 東西線 (時計回り)	山辺 温泉	大塚、要害、 根際	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(2) 東西線 (反時計回り)	山辺 温泉	根際、要害、 大塚	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(3) 南北線 (時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(4) 南北線 (反時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(5) 中作線 (山辺温泉行)	畑谷	作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、山辺	山辺 温泉	18.5 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(6) 中作線 (畑谷行)	山辺 温泉	山辺、大寺地 区、中地区、 作谷沢地区	畑谷	22.2 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、(杉下 畑ノ目)、相 模地区(サイ		往 ー km 復 ー km	292日	1752回		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山辺町	山辺町	(1) 東西線 (時計回り)	山辺 温泉	大塚、要害、 根際	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(2) 東西線 (反時計回り)	山辺 温泉	根際、要害、 大塚	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(3) 南北線 (時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(4) 南北線 (反時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(5) 中作線 (山辺温泉行)	畑谷	作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、山辺	山辺 温泉	18.5 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(6) 中作線 (畑谷行)	山辺 温泉	山辺、大寺地 区、中地区、 作谷沢地区	畑谷	22.2 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、(杉下 鬼ノ目)、相 模地区(サイ		往 — km 復 — km	292日	1752回		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

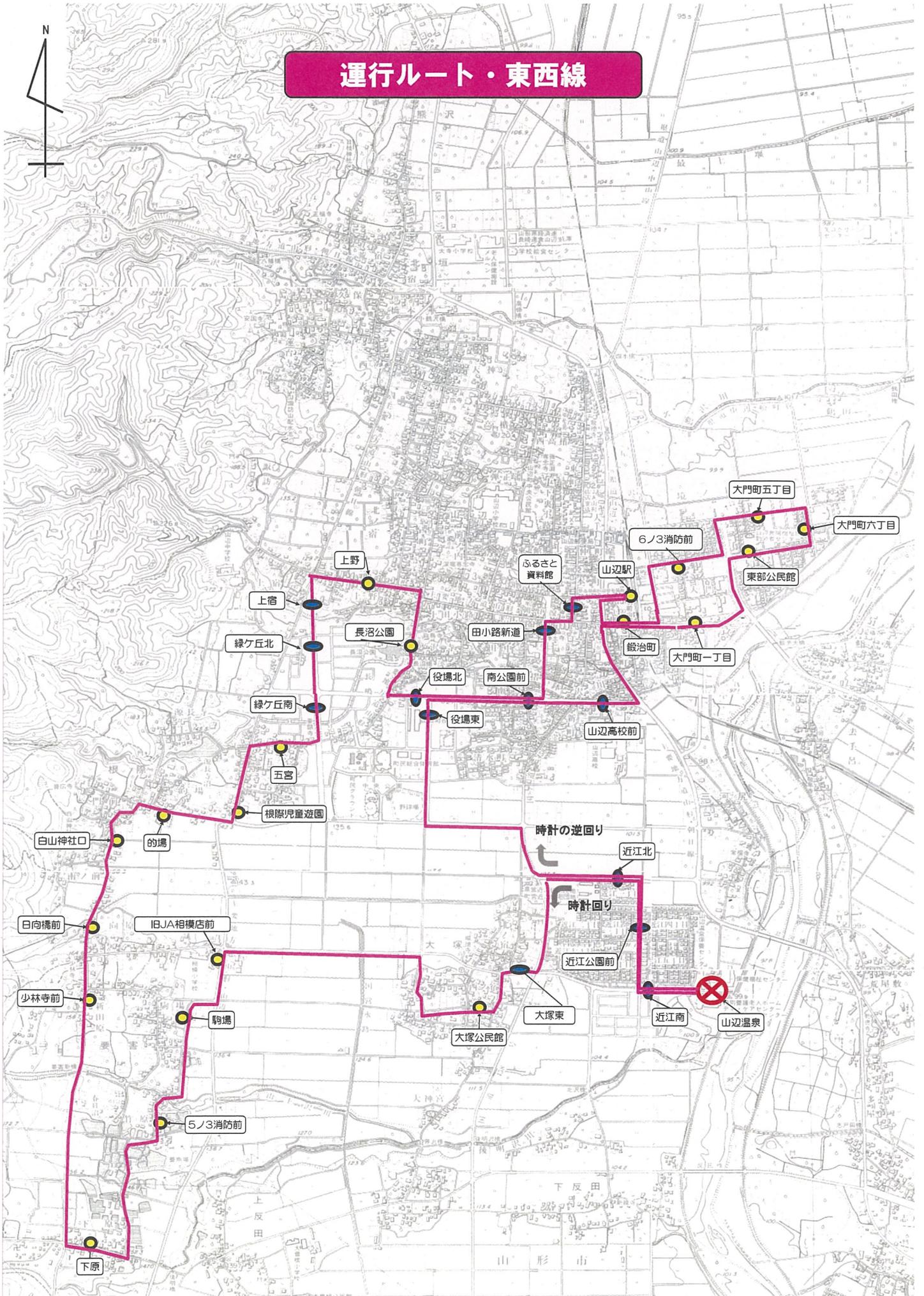
7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山辺町	山辺町	(1) 東西線 (時計回り)	山辺 温泉	大塚、要害、 根際	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(2) 東西線 (反時計回り)	山辺 温泉	根際、要害、 大塚	山辺 温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(3) 南北線 (時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(4) 南北線 (反時計回り)	山辺 温泉	三河尻、山 辺、大寺	山辺 温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(5) 中作線 (山辺温泉行)	畑谷	作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、山辺	山辺 温泉	18.5 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(6) 中作線 (畑谷行)	山辺 温泉	山辺、大寺地 区、中地区、 作谷沢地区	畑谷	22.2 km	292日	146回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、 中地区、大寺 地区、(杉下・ 鬼ノ目)、相 模地区(サイ		往 - km 復 - km	292日	1752回		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR左沢線と羽前山辺駅 で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行ルート・東西線



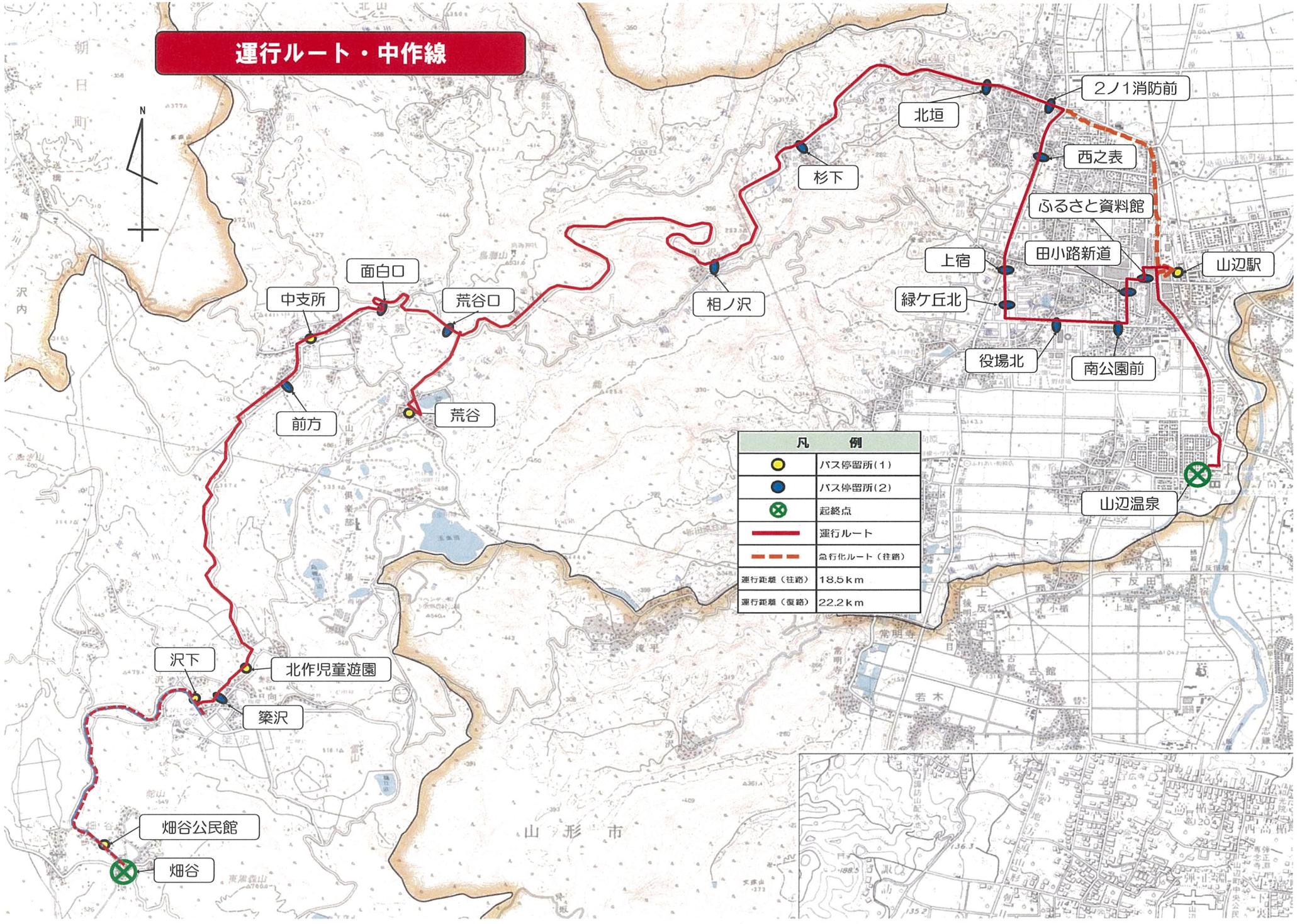
東西線

時計回り		バス停名	時計の逆回り	
第3便	第6便		第5便	第8便
9:15	13:25	山辺温泉	12:17	16:22
9:15	13:25	近江南	12:17	16:22
9:16	13:26	近江公園前	12:16	16:21
9:17	13:27	近江北	12:15	16:20
9:18	13:28	大塚東	12:14	16:19
9:19	13:29	大塚公民館	12:13	16:18
9:21	13:31	旧JA相模店前	12:11	16:16
9:22	13:32	駒場	12:10	16:15
9:23	13:33	5ノ3消防前	12:09	16:14
9:24	13:34	下原	12:08	16:13
9:25	13:35	少林寺前	12:07	16:12
9:26	13:36	日向橋前	12:06	16:11
9:27	13:37	白山神社口	12:05	16:10
9:28	13:38	的場	12:04	16:09
9:29	13:39	根際児童遊園	12:03	16:08
9:30	13:40	五宮	12:02	16:07
9:31	13:41	緑ヶ丘南	12:01	16:06
9:32	13:42	緑ヶ丘北	12:00	16:05
9:32	13:42	上宿	12:00	16:05
9:33	13:43	上野	11:59	16:04
9:34	13:44	長沼公園	11:58	16:03
9:35	13:45	役場北	11:57	16:02
9:36	13:46	南公園前	11:56	16:01
9:37	13:47	田小路新道	11:55	16:00
9:38	13:48	ふるさと資料館	11:54	15:59
9:42	13:52	山辺駅	11:50	15:55
9:43	13:53	鍛冶町	11:49	15:54
9:45	13:55	6ノ3消防前	11:47	15:52
9:45	13:55	大門町五丁目	11:47	15:52
9:46	13:56	大門町六丁目	11:46	15:51
9:47	13:57	東部公民館	11:45	15:50
9:47	13:57	大門町一丁目	11:45	15:50
9:48	13:58	鍛冶町	11:44	15:49
9:50	14:00	山辺高校前	11:42	15:47
9:51	14:01	南公園前	11:41	15:46
9:52	14:02	役場東	11:40	15:45
9:55	14:05	近江北	11:37	15:42
9:56	14:06	近江公園前	11:36	15:41
9:57	14:07	近江南	11:35	15:40
9:57	14:07	山辺温泉	11:35	15:40

南 北 線

時計回り		バス停名	時計の逆回り	
第2便	第7便		第4便	第9便
8:00	14:30	山辺温泉	11:11	17:31
8:03	14:33	三河尻	11:08	17:28
8:06	14:36	清水町	11:05	17:25
8:06	14:36	新町三丁目	11:05	17:25
8:07	14:37	南公園前	11:04	17:24
8:08	14:38	役場北	11:03	17:23
8:10	14:40	緑ヶ丘北	11:01	17:21
8:10	14:40	上宿	11:01	17:21
8:11	14:41	上野	11:00	17:20
8:12	14:42	上田小路	10:59	17:19
8:12	14:42	田小路	10:59	17:19
8:13	14:43	ふるさと資料館	10:58	17:18
8:14	14:44	山辺駅	10:57	17:17
8:15	14:45	前小路	10:56	17:16
8:15	14:45	前ノ内東	10:56	17:16
8:16	14:46	西町南	10:55	17:15
8:16	14:46	西町	10:55	17:15
8:17	14:47	芦沢南	10:54	17:14
8:17	14:47	町営芦沢住宅前	10:54	17:14
8:17	14:47	芦沢北	10:54	17:14
8:18	14:48	旧JA大寺店前	10:53	17:13
8:19	14:49	蓮台寺	10:52	17:12
8:20	14:50	久保	10:51	17:11
8:20	14:50	観音橋	10:51	17:11
8:21	14:51	熊野神社前	10:50	17:10
8:21	14:51	正福寺口	10:50	17:10
8:22	14:52	熊沢公民館前	10:49	17:09
8:24	14:54	メルヘン	10:47	17:07
8:25	14:55	高楯北	10:46	17:06
8:25	14:55	1ノ2消防前	10:46	17:06
8:26	14:56	高楯	10:45	17:05
8:27	14:57	東高楯	10:44	17:04
8:28	14:58	東町	10:43	17:03
8:28	14:58	JA山辺支店前	10:43	17:03
8:29	14:59	仲町	10:42	17:02
8:30	15:00	山辺駅	10:41	17:01
8:31	15:01	ふるさと資料館	10:40	17:00
8:32	15:02	田小路	10:39	16:59
8:33	15:03	上田小路	10:38	16:58
8:34	15:04	上野	10:37	16:57
8:35	15:05	上宿	10:36	16:56
8:36	15:06	緑ヶ丘北	10:35	16:55
8:38	15:08	役場北	10:33	16:53
8:39	15:09	南公園前	10:32	16:52
8:40	15:10	新町三丁目	10:31	16:51
8:40	15:10	清水町	10:31	16:51
8:43	15:13	三河尻	10:28	16:48
8:46	15:16	山辺温泉	10:25	16:45

運行ルート・中作線



凡 例	
	バス停留所(1)
	バス停留所(2)
	起終点
	運行ルート
	急行化ルート(往路)
運行距離(往路)	18.5 km
運行距離(復路)	22.2 km

中 作 線

山辺温泉行 第1便	バス停名	畑谷行 第10便
6:25	畑谷	18:44
6:25	畑谷公民館	18:44
6:28	沢下	18:41
6:29	築沢	18:40
6:29	北作児童遊園	18:40
6:36	前方	18:33
6:37	中支所	18:32
6:38	面白口	18:31
6:40	荒谷口	18:29
6:42	荒谷	18:27
6:49	相ノ沢	18:20
6:51	杉下	18:18
6:53	北垣	18:16
6:53	2ノ1消防前	18:16
	西之表	18:15
	上宿	18:14
	緑ヶ丘北	18:14
	役場北	18:13
	南公園前	18:12
	田小路新道	18:12
	ふるさと資料館	18:11
6:56	山辺駅	18:09
7:05	山辺温泉	18:00

フリーストップ区間



デマンドバス

- ・通常の路線方式のバスと異なり、ご予約いただいた方々を迎えに行き、目的地（自宅または指定拠点）まで送迎する、乗合バスです。
- ・山間部と平野部を結ぶバスになります。
- ・利用される方は、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

ご利用についてのお知らせ

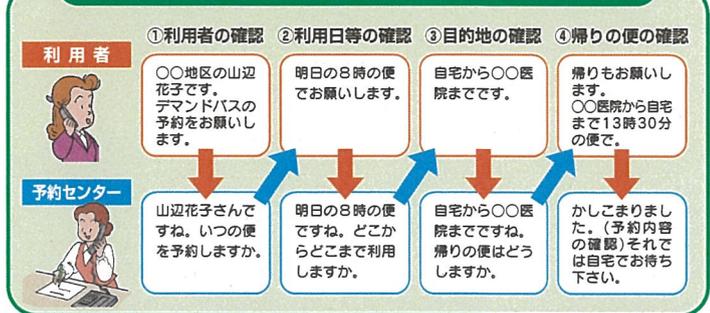
- **運行日**：月曜日～土曜日です。
(日曜日・祝日・8月13日～16日・12月31日～1月3日は連休となります)
- **運行エリア**：作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目・杉下）・相模地区の一部（サイカチ）
- **運行区間**：運行エリア（山間部）のご自宅前（付近）と、指定拠点（平野部）の区間を運行します。（指定拠点間の利用はできません）
- **運賃**：**500円**（1人/1回の利用毎）
- **利用できる方**
 - (1) 原則として、山辺町内に居住する住民の方で、ひとりで乗り降りできる方であれば、どなたでもご利用できます。
 - (2) 未就学児は無料ですが、保護者の同伴が必要になります。
 - (3) ひとりで乗り降りできない方は、付添いの方がいれば利用することができます。この場合、付添いの方も料金が必要です。
- **利用者登録**
 - (1) 利用される方は事前に利用者登録（無料）が必要になりますので、登録申込書をご提出ください。登録は1回のみで、申込書の記入については、最初の電話予約の際にご説明いたします。
 - (2) 登録の受付は随時行っています。
- **予約**
 - (1) 利用する場合は、予約センターへ電話で予約してください。
 - (2) 予約については、利用予定日の1週間前から受付いたしますが、遅くとも利用予定の便の出発時間の1時間前までに予約をお願いいたします。ただし、朝の第1便のみは、前日までの予約が必要です。（月曜日の第1便は、前の週の土曜日までの予約が必要です。）

デマンドバス

運行エリア ⇒ 指定拠点 (山間部) 発		指定拠点 ⇒ 運行エリア (平野部) 発	
番号		番号	
1	8:00	2	9:30
3	11:00	4	13:30
5	15:00	6	16:30

※運行時刻は、基本として運行エリア（山間部）発は作谷沢支所、指定拠点（平野部）発は指定管理者事業所を出発する時間とします。

予約の流れ（例：自宅から病院まで行く場合）



デマンドバス予約センター

1. 所在：山辺観光タクシー内（山辺町大字山辺2250番1）
2. 電話：**023-665-7077**
3. 受付：午前8時～午後5時（月曜日～土曜日）
※日曜日・祝日などの運行日以外の日は、受付することができません。

運行エリア

【作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目・杉下）・相模地区の一部（サイカチ）】

☆指定拠点位置図

※黒枠で囲まれているのが指定拠点です。



ご注意ください
指定拠点から指定拠点の利用はできません。

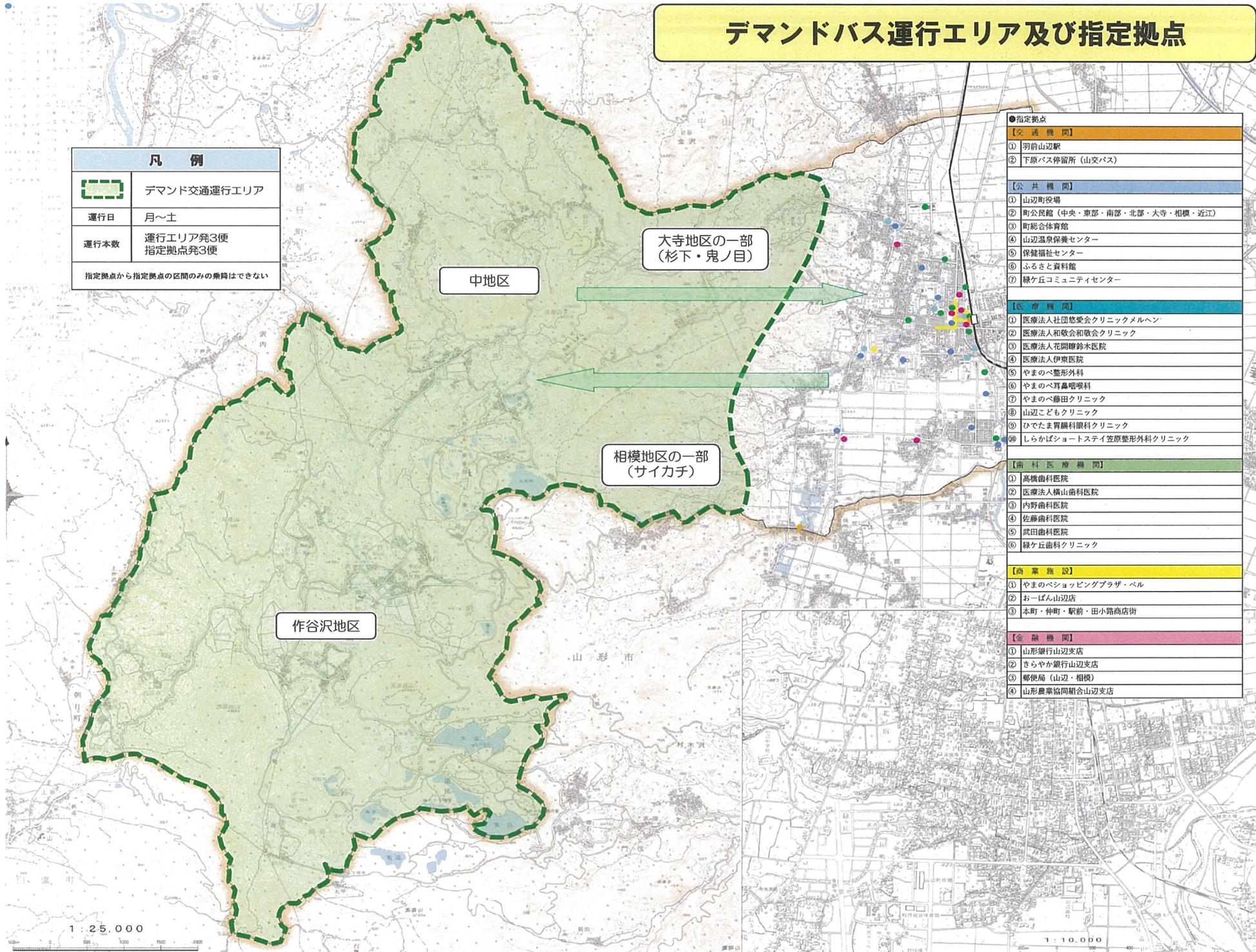
指定拠点

【 交 通 機 関 】	
①	羽前山辺駅
②	下原バス停留所（山交バス）
【 公 共 機 関 】	
①	山辺町役場
②	町公民館（中央・東部・南部・北部・大寺・相模・近江）
③	町民総合体育館
④	山辺温泉保養センター
⑤	保健福祉センター
⑥	ふるさと資料館
⑦	緑ヶ丘コミュニティセンター
【 医 療 機 関 】	
①	医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
②	医療法人和歌会和歌会クリニック
③	医療法人花開瞭鈴木医院
④	医療法人伊東医院
⑤	やまのべ整形外科
⑥	やまのべ耳鼻咽喉科
⑦	やまのべ藤田クリニック
⑧	山辺こどもクリニック
⑨	ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩	しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
【 歯 科 医 療 機 関 】	
①	高橋歯科医院
②	医療法人横山歯科医院
③	内野歯科医院
④	佐藤歯科医院
⑤	武田歯科医院
⑥	緑ヶ丘歯科クリニック
【 商 業 施 設 】	
①	やまのべショッピングプラザ・ベル
②	おーばん山辺店
③	本町・仲町・駅前・小路商店街
【 金 融 機 関 】	
①	山形銀行山辺支店
②	きらやか銀行山辺支店
③	郵便局（山辺・相模）
④	山形農業協同組合山辺支店

駅に温泉に、通院・買い物に……乗って便利。使って便利。コミュニティバスで出かけましょう!!

デマンドバス運行エリア及び指定拠点

凡 例	
	デマンド交通運行エリア
運行日	月～土
運行本数	運行エリア発3便 指定拠点発3便
指定拠点から指定拠点の区間のみ乗降はできない	



●指定拠点
【交通機関】
① 羽前山辺駅
② 下原バス停留所 (山交バス)
【公共機関】
① 山辺町役場
② 町公民館 (中央・東部・南部・北部・大寺・相模・近江)
③ 町総合体育館
④ 山辺温泉保養センター
⑤ 保健福祉センター
⑥ ふるさと資料館
⑦ 緑ヶ丘コミュニティセンター
【医療機関】
① 医療法人社団慈愛会クリニックメルヘン
② 医療法人和敬会和敬会クリニック
③ 医療法人花開輝鈴木医院
④ 医療法人伊東医院
⑤ やまのべ整形外科
⑥ やまのべ耳鼻咽喉科
⑦ やまのべ藤田クリニック
⑧ 山辺こどもクリニック
⑨ ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩ しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
【歯科医療機関】
① 高橋歯科医院
② 医療法人横山歯科医院
③ 内野歯科医院
④ 佐藤歯科医院
⑤ 武田歯科医院
⑥ 緑ヶ丘歯科クリニック
【商業施設】
① やまのべショッピングプラザ・ベル
② おーばん山辺店
③ 本町・仲町・駅前・田小路商店街
【金融機関】
① 山形銀行山辺支店
② きらやか銀行山辺支店
③ 郵便局 (山辺・相模)
④ 山形農業協同組合山辺支店

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山辺町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	2,806

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
178	中地区	局長指定
449	作谷沢地区	局長指定
1419	大寺地区	局長指定
760	根際地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

駅・バス停から半径1km以内及び交通不便地域

